

**「発注者支援業務(積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務)」(案)に関する意見募集の結果とその対応**

No.	対象業務	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
1	全般	<p>(ご意見) 総合評価の評価項目に、配置予定管理技術者の技術力の確認項目として、継続教育のポイントを取り入れて頂きたいと考えます。</p> <p>(理由) ・発注者支援業務の円滑な履行と品質確保を図るため、最新技術の習得、技術力の維持向上に取り組んでいる、能力の高い管理技術者の採用が必要と考えます。 ・継続教育が評価項目となれば、自己研鑽を行い技術力向上を目指す発注者支援業務担当技術者のインセンティブとなります。又、発注者支援業務にたずさわる、技術者全体の更なる技術研鑽、新技術習得の意欲につながり、発注者支援業務全体の品質の向上に貢献すると考えます。</p>	<p>ご意見として伺います。 総合評価の評価項目については、業務の品質確保にとって重要と考えられる項目を設定しております。 また、過度な評価項目の設定は、民間企業の新規参入拡大の妨げとなる恐れがありますので、現状の通りとします。</p>	原案通り

No.	対象業務	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
2	全般	<p>(ご意見)  複数年契約の発注者支援業務における技術者単価へのスライド条項の適用が可能となるようお願いいたします。</p> <p>(理由)  一般的には、業務は単年度契約のものがほとんどであるので、スライド条項は必要性が低いと認識していましたが、近年の発注者支援業務においては、2年国債業務も数多く発注されています。また、国土交通省が発注する”工事”については、公共工事標準請負契約約款 第26条(賃金又は物価変動に基づく請負代金の変更)においてスライドが認められているのに対し、同じく国土交通省が発注する”業務”においてスライドが認められていないのは、疑問を抱いております。このような状況から、発注者支援業務の複数年業務においてもスライド条項の適用が必要と考えます。</p>	<p>ご意見として伺います。  設計業務委託等技術者単価に関しては、公共工事標準請負契約約款に記載の「スライド条項」に関して定められていない状況です。  本件に関してはご意見として受け止めません。</p>	-

No.	対象業務	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
3	全般	<p>(ご意見) 業務公告時期及び保留通知時期を前倒して頂きたい。</p> <p>(理由) ○競争参加資格確認申請書の公告～提出期限については、例年12月末に公告され翌1月初旬に提出期限が設定されています。政府の働き方改革等に鑑み、公告時期を前倒して頂き、年末年始休みを挟まないで、12月中に提出を終えるようお願いいたします。 ○保留通知の時期は、例年3月初旬となっておりますが、技術員の確保や宿舍の確保及び解約等に余分な費用や労力が掛かっていますので、保留通知は2月中にお願いします。</p>	<p>ご意見として伺います。 入札手続きの時期については、公平性を阻害しないように配慮しつつ、これまでも発注者側の書類審査にかかる日数を可能な限り短縮し、現在の時期を設定しております。 ご指摘の業務公告時期等については、引き続き検討を進めて参ります。</p>	原案通り
4	全般	<p>(ご意見) 3-5. 配置予定管理技術者に対する要件(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績に「行政事務補助業務」を追加していただきたい。</p> <p>(理由) 3-4(4)業務実績に関する要件に今回より「行政事務補助業務」が追加されたため。</p>	<p>発注者支援業務に関しては、業務実績に関する要件に行政事務補助業務を追加しておりません。</p>	原案通り

No.	対象業務	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
5	全般	<p>(ご意見)  入札のスケジュールにおいて、落札者の決定が2月下旬から3月中旬と例年予定されているが、「開札後すぐに”仮条件付落札者決定通知”を出す」、「開札後〇日後に決定する」など落札者の早期通知を実施していただきたい。</p> <p>(理由)  落札者決定から業務着手までの期間が1ヶ月未満と短いことにより、業務着手への人員配置などの準備に支障が発生しているため。</p>	<p>ご意見として伺います。  入札手続きの時期については、公平性を阻害しないように配慮しつつ、これまでも発注者側の書類審査にかかる日数を可能な限り短縮し、現在の時期を設定しております。  ご指摘の業務公告時期等については、引き続き検討を進めて参ります。</p>	原案通り
6	全般	<p>(ご意見)  総合評価落札方式における技術者評価(管理技術者)の評価項目に継続教育のポイント(CPD,CPDS)を追加していただきたい。</p> <p>(理由)  技術者が継続的な教育訓練により技術力を向上させ、そのことが評価されることにより業務の品質は確保・向上される。その見える化がCPD等であり、評価の対象に加えることが妥当であると思われるため。</p>	<p>ご意見として伺います。  総合評価の評価項目については、業務の品質確保にとって重要と考えられる項目を設定しております。  また、過度な評価項目の設定は、民間企業の新規参入拡大の妨げとなる恐れがありますので、現状の通りとします。</p>	原案通り

No.	対象業務	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
7	全般	<p>(ご意見) 業務着手時に担当技術者の異動に伴う準備期間を設けていただきたい。</p> <p>(理由) 新たな業務に着任する場合に、準備期間がないと着任の移動時間がとれず、無理が生じているため。条件付きでもいいので対応願いたい。</p>	<p>ご意見として伺います。 発注者支援業務が関連する発注工事については、円滑な履行及び品質確保を図ることを目的としております。当該業務はそれら関連工事に確実に影響する業務であり、4月当初からの履行開始が必要となりますので、現状の通りとします。</p>	原案通り
8	積算技術業務 工事監督支援 業務	<p>(ご意見) 1. 1(2)の「請負工事」の表現は「業務対象工事」としたほうが良い。</p> <p>(理由) 発注者支援業務共通仕様書の工事監督支援業務では「業務対象工事」としているため。</p>	<p>ご意見として伺います。 発注者支援業務共通仕様書の記載と差異はあるものの、記載内容に不備はないことから現状の通りとします。</p>	原案通り

No.	対象業務	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
9	工事監督支援業務	<p>(ご意見) 配置予定担当技術者を複数名配置する場合、担 い手(技術者)の育成・確保のため、若手技術者 (無資格)を担当技術者として配置できるよう希望 します。</p> <p>(理由) 業務履行にあたっては、資格を有する技術者が必 須であると認識していますが、技術者不足により、 将来の品質確保の担い手(技術者)の人材育成が 必要と思われる ため。</p>	<p>ご意見として伺います。 工事監督支援業務については、各担当 技術者が担当する請負工事の施工状況 の照合等、現地臨場での業務が主体で あり、資格を有する他の技術者の助言等 をすみやかに受けることは困難であるこ とから、資格を有さない技術者の配置を 認めないものとしております。</p>	原案通り
10	工事監督支援業務、積算技術業務	<p>(ご意見) 複数年契約の発注者支援業務における技術者単 価へのスライド条項の適用が可能となるよう願 いします。</p> <p>(理 由) 複数年契約の発注者支援業務における技術者単 価へのスライド条項の適用が可能となるよう願 いします。 発注者支援業務においては、2年国債の業務も数 多く発注されています。政府においても業界に賃 上げを求めており、労務単価についても毎年アッ プし続けていま す。このような状況から、発注者支援業務の複数 年業務においてもスライド条項の適用が必要だ と思いますので、ご検討をお願いします。</p>	<p>ご意見として伺います。 設計業務委託等技術者単価に関して は、公共工事標準請負契約約款に記載 の「スライド条項」に関して定められてい ない状況です。 本件に関してはご意見として受け止めま す。</p>	—

No.	対象業務	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
11	積算技術業務	<p>(ご意見) 5. 5-1(5)書類審査におけるヒアリング(質疑応答)については、「必要に応じ…ヒアリングを実施する場合がある。」と記載されているので、withコロナの中、書面による審査を基本にして疑義及び確認事項を電話ヒアリングとしてはどうでしょうか。</p> <p>(理由) コロナウィルス感染防止対応により対面方式によるヒアリングの実施が難しいと思われるため。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、ヒアリングの実施については、原則行わないことで別途通知を発出しているところです。</p>	<p>原案通り</p>
12	積算技術業務	<p>(ご意見) 業務の平準化が推進されていますが、P56の別紙-3の例にありますように業務の繁忙状況については業務量の差が3倍以上となっております。予算等の関係はあると思いますが、できるだけ対応件数の平準化をお願いします。</p> <p>(理由) 働き方改革により、施工時期の平準化が進められている中で、業務の閑散期及び繁忙期による勤務時間管理及び人の配置が難しいため。</p>	<p>ご意見として伺います。 年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期が過度に集中することを避けるため、国土交通省では、2カ年国債の活用などにより、施工時期の平準化を図っているところです。 今後も施工時期の平準化を推進し、あわせて積算技術業務においても適正な作業工期を設定するように努めます。</p>	<p>原案通り</p>

No.	対象業務	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
13	全般	<p>(ご意見)  入札参加資格については、外資系企業排除少なくとも内資企業優遇措置を取っていただいたく存じます。</p>	<p>ご意見として伺います。  現状、外資系企業について、当該入札実施要項に記載の入札要件を満たす場合は、同様に評価の対象としております。</p>	-
14	全般	<p>(ご意見)  P12. 3-5. (4)手持ち業務量について、「複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。」とされています。また、「複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。」と記述もありますが、ここでいう複数年契約の業務における「当該年度」とは、参加する業務の履行開始年度1年目の手持ち業務量(例えば、履行期間が令和3年度～令和4年度末の24ヶ月であれば、令和3年度の12ヶ月)という解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>(理由)  複数年契約の業務の手持ち業務量の算定について、履行期間が2年(24ヶ月)の場合、次年度分は業務品質の低下に直接影響がないことから、履行開始年度の12ヶ月分のみを手持ち業務量と考えた方が妥当と思われる。</p>	<p>当該発注にかかる発注者支援業務等の契約履行期間と重なる期間について、当該年度としております。</p>	-

No.	対象業務	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正内容
15	工事監督支援業務	<p>(ご意見)  P9 3. 3-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件(4)業務実績に関する要件において、「行政事務補助業務」が追加されていますが、具体的にどの業務が該当するのかをご教示願います。  工事監督支援業務で意見を出させていただきましたが、他の業務についても同様です。</p> <p>(理由)  行政事務補助業務の分類が明記されていなく、地方整備局により業務名称が異なるので、対象業務が明確になっていないため。  中部地方整備局の場合、その他業務として「資料作成業務」「技術資料作成業務」「道路情報管理業務」がありますが全て対象になるのかが分かりません。</p>	行政事務補助業務については、地方整備局等において定義されているものと理解しております。	-